



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 9 9 6 号 令和 8 年 9 月 2 9 日 発行

## 目 次

※は県例規集登載

### 【規則】

| 番 号   | 表 題                          | 担当課名         |
|-------|------------------------------|--------------|
| 5 4 ※ | 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則          | 人事課<br>行政改革室 |
| 5 5 ※ | 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則          | 同            |
| 5 6 ※ | 徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則 | 生活環境政策課      |
| 5 7 ※ | 徳島県農林水産関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則 | 畜産振興課        |
| 5 8 ※ | 徳島県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則       | 出納局会計課       |

### 【訓令】

| 番 号   | 表 題                  | 担当課名         |
|-------|----------------------|--------------|
| 1 6 ※ | 徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令  | 人事課<br>行政改革室 |
| 1 7 ※ | 徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 | 税務課          |

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第54号）

- 1 自動車税の証紙の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。
- 2 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 自動車税の証紙の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。
- 2 高圧ガス保安法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 3 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。ただし、2については、同年12月21日から施行することとした。

● 徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第56号）

- 1 と畜検査手数料及び輸出証明書の発行手数料の納付の時期の特例を定めることとした。
- 2 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。

● 徳島県農林水産関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第57号）

- 1 家畜伝染病予防法に基づく事務に係る手数料の納付の時期の特例を定めることとした。
- 2 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。
- 3 1について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則（規則第58号）

- 1 徳島県収入証紙条例施行規則を廃止することとした。
- 2 次に掲げる規則について、徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う所要の整備を行うこととした。
  - (1) 徳島県税条例施行規則
  - (2) 建築士法施行細則
  - (3) 狂犬病予防法施行細則
  - (4) と畜場法施行細則
  - (5) クリーニング業法施行細則
  - (6) 理容師法施行細則
  - (7) 美容師法施行細則
  - (8) 徳島県会計規則
  - (9) 林業種苗法施行細則
  - (10) 都市計画法施行細則
  - (11) 徳島県飼料検定条例施行規則
  - (12) 栄養士法施行細則
  - (13) 宅地建物取引業法施行細則
  - (14) 化製場等に関する法律施行細則
  - (15) 興行場法施行細則
  - (16) 公衆浴場法施行細則
  - (17) 漁船法施行細則
  - (18) 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

- (19) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則
  - (20) 徳島県屋外広告物条例施行規則
  - (21) 温泉法施行細則
  - (22) 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
  - (23) 徳島県生活環境保全条例施行規則
  - (24) 徳島県優良宅地認定事務に関する規則
  - (25) 徳島県優良住宅認定事務に関する規則
  - (26) 徳島県自動車運転免許試験場使用料条例施行規則
  - (27) 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則
- 3 この規則は、令和8年10月1日から施行することとした。
- 4 1及び2について、所要の経過措置を設けることとした。

## 徳島県規則第54号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 徳島県県税局の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

## 徳島県規則第55号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2 徳島県県税局長の項第2号中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、同表徳島県地域連携事務所の長の項第3号中(33)を削り、(34)を(33)とし、(35)から(52)までを1ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第2 徳島県地域連携事務所の長の項第3号の改正規定は、同年12月21日から施行する。

## 徳島県規則第56号

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則（令和2年徳島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2の項の」を「2の項に掲げる事務に係る」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 条例別表第1の98の項に掲げる事務に係る手数料は、当該事務が完了した日（以下この項において「完了日」という。）の翌日（当該翌日が県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日。以下この項において「基準日」という。）から起算して15日を経過する日までに、納付しなければならない。ただし、基準日が完了日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日である場合は、完了日から起算して15日を経過する日までに、納付しなければならない。
- 3 条例別表第1の116の項に掲げる事務に係る手数料（徳島県食肉衛生検査所においてその徴収の事務を行うものに限る。）は、同項に掲げる事務が完了した日（以下この項において「完了日」という。）の属する月の末日（当該末日が県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日（当該県の休日でない日が完了日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日である場合は、当該末日前において当該末日に最も近い県の休日でない日））から起算して15日を経過する日までに、納付しなければならない。

### 附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に申請がなされている改正後の徳島県生活環境関係手数料条例施行規則第2条第2項及び第3項に規定する事務に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

## 徳島県規則第57号

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県農林水産関係手数料条例施行規則（平成28年徳島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを削り、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の見出し及び 1 条を加える

。

（手数料の納付の時期及び方法）

**第 3 条** 条例別表の17の項から20の 2 の項までに掲げる事務に係る手数料は、当該事務が完了した日の属する月の末日（当該月が 3 月である場合を除き、当該末日が県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）から起算して15日を経過する日までに、納付しなければならない。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の徳島県農林水産関係手数料条例施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条に規定する手数料を納付しようとする者であって、徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和 7 年徳島県条例第47号）附則第 2 項に規定する証紙を保有するものは、この規則の施行の日から令和 9 年 3 月31日までの間は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により当該証紙を使用することによって、なお従前の例により当該手数料を納付することができる。

3 この規則の施行の際現に申請がなされている新規則第 3 条に規定する事務に係る手数料の納付については、なお従前の例による。

## 徳島県規則第58号

徳島県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則を廃止する等の規則

(徳島県収入証紙条例施行規則の廃止)

**第1条** 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和39年徳島県規則第24号）は、廃止する。

(徳島県税条例施行規則の一部改正)

**第2条** 徳島県税条例施行規則（昭和25年徳島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第23条の11を次のように改める。

(自動車税の現金納付の際に押印する納税済印)

**第23条の11** 条例第53条の7の規定により自動車税額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、様式第19号の2の5の13による。

第23条の12中「第53条の9」を「第53条の11」に改める。

第23条の13の見出しを「(納付させる額の決定)」に改め、同条第2項を削る。

第23条の14から第23条の17までを次のように改める。

**第23条の14から第23条の17まで** 削除

第23条の24第1項中「受け、又は自動車税の証紙と交換する」を「受ける」に改め、同条第2項中「還付し、又は当該差し引いた金額と同額の自動車税の証紙と交換する」を「還付する」に改める。

第23条の25中「売りさばき人又は」及び「自動車税の証紙又は」を削る。

第28条を次のように改める。

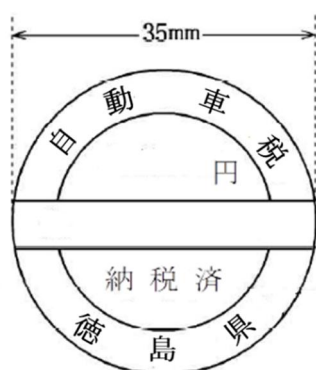
(狩猟税の現金納付の際に押印する納税済印)

**第28条** 条例第79条の4の規定により狩猟税額に相当する現金の納付を受けた場合に押印する納税済印は、様式第20号による。

第29条中「第79条の6第1項」を「第79条の5第1項」に改める。

様式第19号の2の5の13を次のように改める。

**様式第19号の2の5の13** (自動車税の現金納付の際に押印する納税済印) (第23条の11関係)

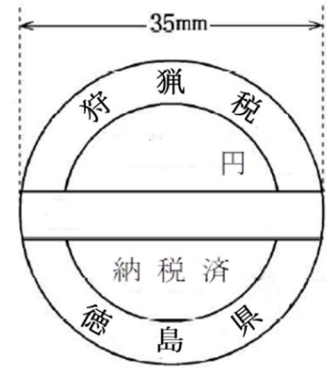


様式第19号の2の5の15を次のように改める。

**様式第19号の2の5の15 削除**

様式第20号を次のように改める。

**様式第20号（狩猟税の現金納付の際に押印する納税済印）（第28条関係）**

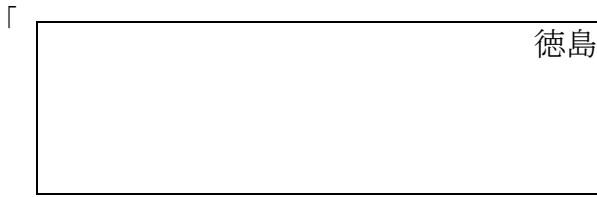


様式第20号の2中「第79条の6第1項」を「第79条の5第1項」に改める。

（建築士法施行細則の一部改正）

**第3条 建築士法施行細則（昭和25年徳島県規則第84号）の一部を次のように改正する。**

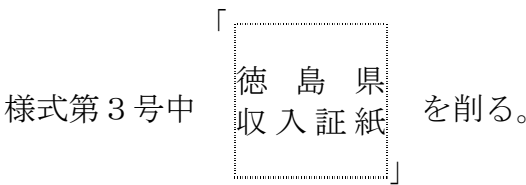
様式第1号、様式第3号及び様式第4号中



を削る。

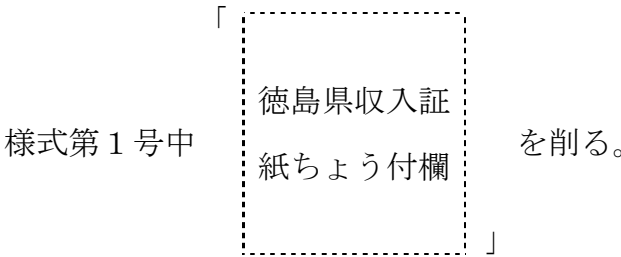
（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

**第4条 狂犬病予防法施行細則（昭和25年徳島県規則第89号）の一部を次のように改正する。**



（と畜場法施行細則の一部改正）

**第5条 と畜場法施行細則（昭和30年徳島県規則第25号）の一部を次のように改正する。**



様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

徳島県食肉衛生検査所長 殿

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）  
年 月 日生

と 畜 検 査 申 請 書

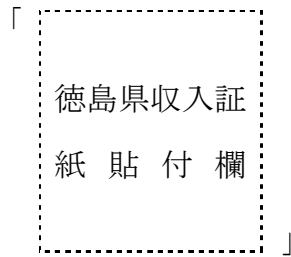
次のとおりと畜場法第14条第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検査を受けたいので、と畜場法施行令第7条の規定により申請します。

| とさつ又は解体<br>年月日 | 畜種 | 牛    |  | とく   |  | 馬      |  |         |  | 豚    |  | めん羊  |  | 山羊   |  | 合計金額 |
|----------------|----|------|--|------|--|--------|--|---------|--|------|--|------|--|------|--|------|
|                |    |      |  |      |  | 200kg超 |  | 200kg以下 |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    | 単価   |  | 単価   |  | 単価     |  | 単価      |  | 単価   |  | 単価   |  | 単価   |  |      |
|                |    | 申請頭数 |  | 申請頭数 |  | 申請頭数   |  | 申請頭数    |  | 申請頭数 |  | 申請頭数 |  | 申請頭数 |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |
|                |    |      |  |      |  |        |  |         |  |      |  |      |  |      |  |      |

注 次に掲げる書類については、とさつし、又は解体する日までに提出すること。

- 1 動物用医薬品及び飼料添加物（抗菌性物質に限る。）の使用状況に関する書類
- 2 病歴を有する場合は、治療歴等に関する書類
- 3 検査を受けようとする獣畜（牛を除く。）の種類、性別、品種、年齢（不明のときは推定年齢）、特徴及び産地並びに牛にあっては、性別、品種、月齢、出生の年月日、特徴、産地及び個体識別番号が確認できる書類

様式第9号中

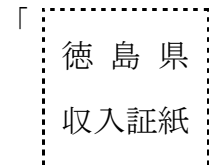


を削る。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

**第6条** クリーニング業法施行細則（昭和31年徳島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第4号、様式第5号及び様式第10号から様式第12号までの規定中



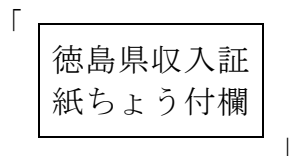
を削る。

」

(理容師法施行細則の一部改正)

**第7条** 理容師法施行細則（昭和34年徳島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中

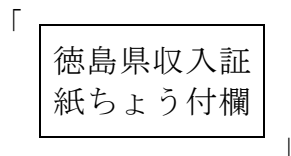


を削る。

(美容師法施行細則の一部改正)

**第8条** 美容師法施行細則（昭和34年徳島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中



を削る。

(徳島県会計規則の一部改正)

**第9条** 徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項第4号を次のように改める。

(4) 使用料及び手数料で申請等の前に納付する必要があるもの

第16条第4項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）に納付を委託する者が納付する歳入

(7) 法第243条の2第1項の規定により委託した公金の徴収又は収納に関する事務に係る歳入

第16条の3第3項を次のように改める。

3 歳入徴収権者は、第16条第4項第4号に掲げる歳入を収納しようとする場合においては、納付書（様式第11号）を交付することができる。

第17条第2項中「係る歳入」の次に「又は申請等の前に納付する必要がある使用料若しくは手数料」を加える。

第18条の4第1項中「法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）」を「指定納付受託者」に改める。

（林業種苗法施行細則の一部改正）

**第10条** 林業種苗法施行細則（昭和46年徳島県規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第7号中 「

|                    |
|--------------------|
| 徳島県<br>収入証紙<br>貼付欄 |
|--------------------|

」 を削る。

（都市計画法施行細則の一部改正）

**第11条** 都市計画法施行細則（昭和46年徳島県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第7号の開発行為変更許可申請書を次のように改める。

様式第7号（第8条関係）

開発行為変更許可申請書

|                |                                         |           |
|----------------|-----------------------------------------|-----------|
| 正              | 都市計画法第35条の2第2項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。  |           |
|                | 年 月 日                                   |           |
|                | 徳島県知事 殿                                 |           |
|                | 許可申請者 住 所<br>氏 名                        |           |
| 開発行為の変更の概要     | 1 開発区域に含まれる地域の名称                        |           |
|                | 2 開 発 区 域 の 面 積                         | 平方メートル    |
|                | 3 予 定 建 築 物 等 の 用 途                     |           |
|                | 4 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名               |           |
|                | 5 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別  |           |
|                | 6 法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当する号及び該当する理由 |           |
|                | 7 そ の 他 の 必 要 な 事 項                     |           |
| 開発許可の許可年月日及び番号 |                                         | 年 月 日 第 号 |
| 変 更 の 理 由      |                                         |           |
| ※ 受 付 番 号      |                                         | 年 月 日 第 号 |
| ※ 変更の許可に付した条件  |                                         |           |
| ※ 変更の許可の許可番号   |                                         | 年 月 日 第 号 |

備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、許可申請者又は工事施行者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

3 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。

4 「法第35条の2第4項において準用する法第34条の該当する号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。

5 「その他の必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

6 開発行為の変更の概要（その他の必要な事項を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 9 号の建築物の敷地、構造及び設備に関する制限特例許可申請書を次のように改める。

様式第9号（第11条関係）

|                                                                                                                                                                                                           |                            |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----------|----------|---------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------|--|--|
| 正                                                                                                                                                                                                         | 建築物の敷地、構造及び設備に関する制限特例許可申請書 |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| <p>都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、次のとおり建築物の建築の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>徳島県知事      殿</p> <p style="text-align: right;">申請者   住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> |                            |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| 1                                                                                                                                                                                                         | 開発許可を受けた者の住所及び氏名           |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| 2                                                                                                                                                                                                         | 開発許可の年月日及び番号               |          |          |                     | 年      月      日   |                       | 第      号              |                            |          |  |  |
| 3                                                                                                                                                                                                         | 建築物を建築しようとする土地の所在及び地番      |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| 4                                                                                                                                                                                                         | 開発許可に付された条件                |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| 5                                                                                                                                                                                                         | 特例許可の申請事項                  |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| 6<br>建築物の概要                                                                                                                                                                                               | 主      要      用      途     |          |          |                     |                   |                       | 工   事   種   別         |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            |          |          |                     | 申   請   部   分     |                       | 申請以外の部分               |                            | 合      計 |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           | 敷      地      面      積     |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           | 建      築      面      積     |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           | 延      べ      面      積     |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           | 構<br>造                     | 軸      組 |          | 高<br>さ              | 最高の軒の高さ           |                       | ※ 地   域   地   区   名   |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            |          |          |                     |                   |                       | ※ 建築面積の敷地面積<br>に対する割合 |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            | 外      壁 |          |                     | 最   高   の   高   さ |                       |                       |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            | 設<br>備   | 屋      根 |                     | 設<br>備            | 種   類   及   び   規   模 |                       | %                          |          |  |  |
|                                                                                                                                                                                                           |                            |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| ※ 許可に付した条件                                                                                                                                                                                                |                            |          |          |                     |                   |                       |                       |                            |          |  |  |
| ※ 県土整備事務所受付                                                                                                                                                                                               |                            |          |          | ※ 主   務   課   受   付 |                   |                       |                       | ※ 許                      可 |          |  |  |
| 年      月      日                                                                                                                                                                                           |                            |          |          | 年      月      日     |                   |                       |                       | 年      月      日            |          |  |  |
| 第      号                                                                                                                                                                                                  |                            |          |          | 第      号            |                   |                       |                       | 第      号                   |          |  |  |

備考 1 申請者又は開発許可を受けた者が法人である場合には、申請者又は開発許可を受けた者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第10号の開発区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工  
作物の新設許可申請書を次のように改める。

様式第10号（第12条関係）

開発区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工作物の新設許可申請書

|             |                                                                                                                              |       |  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|
| 正           | 都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、次のとおり（建築物<br>特定工作物）の<br>（新築<br>改築<br>用途の変更<br>新設）の許可を申請します。<br><br>年 月 日<br>徳島県知事 殿<br>申請者 住 所<br>氏 名 |       |  |
| 1           | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                                                                                             |       |  |
| 2           | 開発許可の年月日及び番号<br>年 月 日 第 号                                                                                                    |       |  |
| 3           | 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積                                                          |       |  |
| 4           | 検査済証の交付年月日及び番号<br>年 月 日 第 号                                                                                                  |       |  |
| 5           | 開発許可に係る予定建築物等の用途                                                                                                             |       |  |
| 6           | 新築、改築若しくは用途の変更後の建築物の用途又は特定工作物の用途                                                                                             |       |  |
| 7           | その他必要な事項                                                                                                                     |       |  |
| ※ 許可に付した条件  |                                                                                                                              |       |  |
| ※ 県土整備事務所受付 | ※ 主 務 課 受 付                                                                                                                  | ※ 許 可 |  |
| 年 月 日       | 年 月 日                                                                                                                        | 年 月 日 |  |
| 第 号         | 第 号                                                                                                                          | 第 号   |  |

備考 1 申請者又は開発許可を受けた者が法人である場合には、申請者又は開発許可を受けた者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第12号の開発許可に基づく地位の承継承認申請書を次のように改める。

様式第12号（第14条関係）

|                                                     |                     |             |           |
|-----------------------------------------------------|---------------------|-------------|-----------|
| 正                                                   | 開発許可に基づく地位の承継承認申請書  |             |           |
| 都市計画法第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継の承認を受けたいから、次のとおり申請します。 |                     |             |           |
| 年 月 日                                               |                     |             |           |
| 徳島県知事 殿                                             |                     |             |           |
| 申請者 住所                                              |                     |             |           |
| 氏名                                                  |                     |             |           |
| 1                                                   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名    |             |           |
| 2                                                   | 承継に係る開発許可の年月日及び番号   |             | 年 月 日 第 号 |
| 3                                                   | 承継に係る開発区域に含まれる地域の名称 |             |           |
| 4                                                   | 権 原 取 得 の 原 因       |             |           |
| ※ 県土整備事務所受付                                         |                     | ※ 主 務 課 受 付 | ※ 承 認     |
| 年 月 日                                               |                     | 年 月 日       | 年 月 日     |
| 第 号                                                 |                     | 第 号         | 第 号       |

備考 1 申請者又は開発許可を受けた者が法人である場合には、申請者又は開発許可を受けた者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第17条関係）

開発登録簿写し交付請求書

|                                                                                                       |                     |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------|
| <p>都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>徳島県知事 殿</p> <p>請求者 住所</p> <p>氏名</p> |                     |       |
| 1                                                                                                     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名    |       |
| 2                                                                                                     | 開 発 許 可 番 号 第 号     |       |
| 3                                                                                                     | 開 発 許 可 年 月 日 年 月 日 |       |
| 4                                                                                                     | 開発区域に含まれる地域の名称      |       |
| 5                                                                                                     | 交付を受けようとする枚数        |       |
| ※ 県土整備事務所受付                                                                                           | ※ 主 務 課 受 付         | ※ 交 付 |
| 年 月 日                                                                                                 | 年 月 日               | 年 月 日 |
| 第 号                                                                                                   | 第 号                 | 第 号   |

備考 1 請求者又は開発許可を受けた者が法人である場合には、請求者又は開発許可を受けた者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は、記載しないこと。

(徳島県飼料検定条例施行規則の一部改正)

**第12条** 徳島県飼料検定条例施行規則（昭和52年徳島県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「

|                      |
|----------------------|
| 徳島県収入証紙<br>ち ょ う 付 欄 |
|----------------------|

」 を削り、 「注 1 徳島県収入証紙は、正本の  
2 飼料の名称は文字のみをも

みにちょう付すること。  
って表示し、図形又は記号を用いないこと。」を「注 飼料の名称は文字のみをもって  
」

表示し、図形又は記号を用いないこと。」に改める。

(栄養士法施行細則の一部改正)

**第13条** 栄養士法施行細則（昭和53年徳島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号中 「

|                |
|----------------|
| 徳島県収入<br>証紙貼付欄 |
|----------------|

」 を削る。  
」

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

**第14条** 宅地建物取引業法施行細則（昭和56年徳島県規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その1を次のように改める。

様式第 2 号（第 3 条関係）

その 1

宅地建物取引士資格試験受験申込書

|                        |   |   |                         |                           |            |         |   |         |   |   |
|------------------------|---|---|-------------------------|---------------------------|------------|---------|---|---------|---|---|
| ふ<br><br>氏             | り | が | な<br><br>名              |                           | 生<br><br>年 | 月       | 日 | 年       | 月 | 日 |
| 現                      | 住 | 所 | 郵便番号<br><br><br>電話（ ） 番 |                           |            |         |   |         |   |   |
| 勤<br><br>( 学 生 は 学 校 ) | 務 | 先 | 名称                      |                           | 所在地        | 電話（ ） 番 |   |         |   |   |
| 本                      | 籍 | 地 | 都・道<br><br>府・県          | 登録講習修了試験<br><br>合 格 年 月 日 | 年 月 日      |         |   |         |   |   |
| ※                      | 受 | 付 | 番 号                     |                           | ※ 受付年月日    |         |   | ※ 受付係員印 |   |   |

- 注 1 「登録講習修了試験合格年月日」欄は、宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号の規定により登録講習修了者証明書の交付を受けた者のみ記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 記載事項が事実と相違するときは、受験を禁止し、又は合格の決定を取り消すことがあること。

(化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第15条 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年徳島県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第6号中

|              |
|--------------|
| 徳島県収入証紙ちょう付欄 |
|              |

|  |
|--|
|  |
|  |

を削る。

」

(興行場法施行細則の一部改正)

第16条 興行場法施行細則（昭和59年徳島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

|            |
|------------|
| 徳島県収入証紙貼付欄 |
|            |

を削る。

」

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第17条 公衆浴場法施行細則（昭和60年徳島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

|            |
|------------|
| 徳島県収入証紙貼付欄 |
|            |

」

を削る。

(漁船法施行細則の一部改正)

第18条 漁船法施行細則（昭和60年徳島県規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第6号まで及び様式第8号中

|          |
|----------|
| 徳島県収入証紙貼 |
|          |

付欄

|  |
|--|
|  |
|  |

を削る。

」

(徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部改正)

第19条 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年徳島県規則第53号）の一部を次のように改正する。

|          |   |                     |
|----------|---|---------------------|
| 様式第 1 号中 | 「 | 徳 島 県 収 入 証 紙 貼 付 欄 |
|          |   |                     |
|          |   |                     |

|  |      |
|--|------|
|  | を削る。 |
|  |      |

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第20条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年徳島県規則第27号）の一部を次のように改正する。

|                           |   |          |
|---------------------------|---|----------|
| 様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 8 号中 | 「 | 徳島県収入証紙ち |
|                           |   |          |

|      |      |
|------|------|
| よう付欄 | を削る。 |
|      |      |

（徳島県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第21条 徳島県屋外広告物条例施行規則（平成5年徳島県規則第6号）の一部を次のように改正する。

|                        |   |             |
|------------------------|---|-------------|
| 様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中 | 「 | 徳 島 県 収 入 証 |
|                        |   |             |

|      |      |
|------|------|
| 紙貼付欄 | を削る。 |
|      |      |

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第15条関係)

## 屋 外 廣 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び商号又は名称並びに代表者の氏名〕

屋外広告業の登録を受けたいので、徳島県屋外広告物条例第27条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

|                                                              |          |                                     |                                    |     |                                             |
|--------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------|------------------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 登 録 の 種 類                                                    | 新規       | ※登 録 番 号                            | 徳島県屋外広告業登録第                      号 |     |                                             |
|                                                              | 更新       | ※登録年月日                              | 年            月            日        |     |                                             |
| ふりがな                                                         |          |                                     |                                    |     |                                             |
| 氏                      名<br>〔法人にあつては、<br>商号又は名称及び<br>代表者の氏名〕 |          | 法人・個人の別<br>1法人    2個人               |                                    |     | 生年月日            年            月            日 |
| 住                      所<br>〔法人にあつては、<br>主たる事務所の所<br>在地〕     |          | 〒<br><br>電話番号                       |                                    |     |                                             |
| 1 県内において営業を行う<br>営業所の名称<br>及び所在地                             | 営業所の名称   | 営業所の所在地                             |                                    | 電 話 |                                             |
|                                                              |          |                                     |                                    |     |                                             |
| 2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称                                       | 所属営業所の名称 | ふ り が な<br>氏                      名 |                                    | 摘 要 |                                             |
|                                                              |          |                                     |                                    |     |                                             |

|                                                 |                                                 |                |                |  |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|----------------|--|
| 3 法人である<br>場合の役員の<br>役職名及び氏<br>名                | 役 職 名                                           |                | ふ り が な<br>氏 名 |  |
|                                                 |                                                 |                |                |  |
| 4 未成年者で<br>ある場合の法<br>定代理人の氏<br>名、商号又は<br>名称及び住所 | ふりがな<br>氏 名<br>(法人にあっては、<br>商号又は名称及び<br>代表者の氏名) |                |                |  |
|                                                 | 住 所<br>(法人にあっては、<br>主たる事務所の所<br>在地)             | 〒<br><br>電話番号  |                |  |
| 5 法定代理人<br>が法人である<br>場合のその役<br>員の役職名及<br>び氏名    | 役 職 名                                           | ふ り が な<br>氏 名 |                |  |
|                                                 |                                                 |                |                |  |
| 6 他の地方公<br>共団体におけ<br>る登録番号                      | 登録を受けた地方公共団体名                                   | 登録年月日          | 登録番号           |  |
|                                                 |                                                 |                |                |  |

備考 1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登録申請者が徳島県屋外広告物条例第27条の4第1項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書
- (2) 登録申請者（登録申請者が法人である場合にあってはその役員、屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年である場合にあっては登録申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員））の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書
- (3) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- (4) 営業所ごとに選任される業務主任者が徳島県屋外広告物条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

2 ※印のある欄は、新規登録の場合は記入しないこと。

3 記入欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

様式第9号中「写真ちょう付欄」を「写真貼付欄」に改め、

|     |
|-----|
| 徳島県 |
|     |

|           |
|-----------|
| 収入証紙ちょう付欄 |
|           |

を削る。

(温泉法施行細則の一部改正)

第22条 温泉法施行細則（平成12年徳島県規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第5号までの規定中「ゆう出路」を「湧出路」に

|              |
|--------------|
| 徳島県収入証紙ちょう付欄 |
|              |

改め、

|  |
|--|
|  |
|  |

を削る。

様式第 7 号中「ゆう出路」を「湧出路」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、

徳島県収入証紙ちょう付欄

を削り

、「ゆう出地」を「湧出地」に改める。

徳島県収入証紙ちょう付欄

様式第 8 号から様式第11号まで及び様式第13号中

|  |
|--|
|  |
|  |

を削る。

様式第15号から様式第17号までの規定中「ゆう出地」を「湧出地」に、「ゆう出量」

「

|              |
|--------------|
| 徳島県収入証紙ちょう付欄 |
|              |

を「湧出量」に改め、

|  |
|--|
|  |
|  |

を削る。

」

（徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

**第23条** 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成13年徳島県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第13号及び様式第14号中「

|                  |
|------------------|
| 徳島県収入証<br>紙ちょう付欄 |
|------------------|

」を削る。

（徳島県生活環境保全条例施行規則の一部改正）

**第24条** 徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第19号の（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 9 その他知事が必要と認める書類

様式第21号の（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 5 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 7 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 9 その他知事が必要と認める書類

様式第23号の（裏）を次のように改める。

(裏)

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合にあつては、次の書類
  - (1) 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
  - (2) 特定事業区域の所在地を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業区域及びその付近の状況を示す見取図
  - (3) 特定事業区域の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
  - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
  - (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
  - (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
  - (8) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
  - (9) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業に限る。）の変更に係る申請の場合にあつては、次の書類
  - (1) 1(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる書類
  - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
  - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、1(7)に掲げる書類
  - (4) 特定事業区域の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
  - (5) その他知事が必要と認める書類

(徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部改正)

**第25条** 徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成18年徳島県規則第47号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

|                         |   |                                                                    |        |                      |   |
|-------------------------|---|--------------------------------------------------------------------|--------|----------------------|---|
| 優良宅地認定申請書               |   | 年                                                                  | 月      | 日                    |   |
| 宅地の造成が、租税特別措置法          |   | 〔第28条の4第3項第5号イ<br>第31条の2第2項第14号ハ<br>第62条の3第4項第14号ハ<br>第63条第3項第5号イ〕 |        | に規定する〔優良な宅地<br>住宅建設の |   |
| 用に供する優良な宅地              |   | 〕の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので申請します。                                   |        |                      |   |
| 徳島県知事                   |   | 殿                                                                  |        |                      |   |
|                         |   | 申請者 住所<br>氏名                                                       |        |                      |   |
| 造成<br>宅地<br>の<br>概<br>要 | 1 | 宅地造成区域に含まれる地域の名称                                                   |        |                      |   |
|                         | 2 | 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称                                                 |        |                      |   |
|                         | 3 | 宅地造成区域の面積                                                          | 平方メートル |                      |   |
|                         | 4 | 宅地の用途                                                              |        |                      |   |
|                         | 5 | 工事着手予定年月日                                                          | 年      | 月                    | 日 |
|                         | 6 | 工事完了予定年月日                                                          | 年      | 月                    | 日 |
|                         | 7 | その他必要な事項                                                           |        |                      |   |
| ※受付番号                   | 年 | 月                                                                  | 日      | 第                    | 号 |
| ※認定番号                   | 年 | 月                                                                  | 日      | 第                    | 号 |

備考1 申請文の（ ）内の該当する事項以外の事項を抹消すること。  
2 申請者が法人である場合においては、申請者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。  
3 認定の申請が、租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハの規定に基づくものでない場合には、「造成宅地の概要」の欄の2には記載しないこと。  
4 「造成宅地の概要」の欄の7には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。  
5 ※印のある欄は、記載しないこと。

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

|                                                                                           |                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 換地処分に係る優良宅地認定申請書                                                                          |                    |
| 年 月 日                                                                                     |                    |
| 宅地の造成が、租税特別措置法〔第28条の4第3項第5号イ<br>第63条第3項第5号イ〕に規定する優良な宅地の<br>供給に寄与するものであることの認定を受けたいので申請します。 |                    |
| 徳島県知事 殿                                                                                   |                    |
| 申請者 住所<br>氏名                                                                              |                    |
| 造成宅地の概要                                                                                   | 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称 |
|                                                                                           | 2 宅地造成区域の面積 平方メートル |
|                                                                                           | 3 宅地の用途            |
|                                                                                           | 4 工事着手予定年月日 年 月 日  |
|                                                                                           | 5 工事完了予定年月日 年 月 日  |
|                                                                                           | 6 その他必要な事項         |
| ※受付番号                                                                                     | 年 月 日 第 号          |
| ※認定番号                                                                                     | 年 月 日 第 号          |

- 備考1 申請文の（ ）内の該当する事項以外の事項を抹消すること。
- 2 申請者が法人である場合においては、申請者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 3 「造成宅地の概要」の欄の6には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 4 ※印のある欄は、記載しないこと。

(徳島県優良住宅認定事務に関する規則の一部改正)

**第26条** 徳島県優良住宅認定事務に関する規則（平成18年徳島県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

|                        |                                  |                                                                |
|------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 優良住宅認定申請書              |                                  | 年 月 日                                                          |
| 住宅の新築が、租税特別措置法         |                                  | 第28条の4第3項第6号<br>第31条の2第2項第15号ニ<br>第62条の3第4項第15号ニ<br>第63条第3項第6号 |
|                        |                                  | に規定する優良な住宅の供給に寄与するも                                            |
| のであることの認定を受けたいので申請します。 |                                  |                                                                |
| 徳島県知事 殿                |                                  |                                                                |
| 申請者 住所<br>氏名           |                                  |                                                                |
| 住宅新築事業の概要              | 1 新築住宅の所在地及び名称                   |                                                                |
|                        | 2 新築住宅の戸数（総戸数 戸）                 |                                                                |
|                        | 3 住宅の床面積 平方メートル                  |                                                                |
|                        | 4 住宅の敷地面積 平方メートル                 |                                                                |
|                        | 5 住宅の構造                          |                                                                |
|                        | 6 住宅の建築費（消費税抜・消費税込） 万円／3.3平方メートル |                                                                |
|                        | 7 都市計画区域の名称                      |                                                                |
|                        | 8 中高層耐火共同住宅の階数                   |                                                                |
| 摘要                     |                                  |                                                                |
| ※受付番号                  | 年 月 日 第 号                        |                                                                |
| ※認定番号                  | 年 月 日 第 号                        |                                                                |

備考1 申請文の（ ）内の該当する事項以外の事項を抹消すること。

2 申請者が法人である場合においては、申請者の住所及び氏名は、その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

3 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、「住宅新築事業の概要」の欄の1、3及び4には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載し、同欄の5及び6には記載しないこととするとともに、それぞれの住宅について別紙2に記載すること。

4 住宅が1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあっては、「住宅新築事業の概要」の欄の2の総戸数には住宅以外の独立した部分の数を含めた総戸数を、同欄の3及び4には当該1棟の家屋の床面積及びその敷地面積を記載するとともに、住宅以外の部分も含めてそれぞれの独立した部分について別紙1に記載すること。

- 5 「住宅新築事業の概要」の欄の5には、耐火、準耐火及びその他の区分を記載すること。
- 6 「住宅新築事業の概要」の欄の6の（ ）内の消費税抜又は消費税込の別については、建築費の算定方法に応じ該当するものに○印を付けること。
- 7 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものでない場合にあっては、「住宅新築事業の概要」の欄の7及び8は記載しないこととし、同法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくものであっても中高層耐火共同住宅の申請でない場合にあっては、同欄の8は記載しないこと。
- 8 申請が既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、同法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた旨及びその年月日並びに認定番号を「摘要」の欄に記載すること。
- 9 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、別紙2の「住宅の建築費」の（ ）内の消費税抜又は消費税込の別については、その算定方法に応じ該当するものに○印を付けること。
- 10 ※印のある欄は、記載しないこと。

別紙1

| 番 号 | 床 面 積              |                             |          |        |     |
|-----|--------------------|-----------------------------|----------|--------|-----|
|     | 専有部分の床面積           |                             | 共用部分の床面積 | 計      | 備 考 |
|     | 居住の用に供する<br>部分の床面積 | 居住の用に供する<br>部分以外の部分の<br>床面積 |          |        |     |
|     | 平方メートル             | 平方メートル                      | 平方メートル   | 平方メートル |     |
| 計   | 平方メートル             | 平方メートル                      | 平方メートル   | 平方メートル |     |

## 別紙2

| 住 宅<br>番 号 | 住宅の所在地 | 住宅の<br>戸 数 | 住宅の床面積 | 住宅の敷地面積 | 住 宅 の<br>構 造 | 住宅の建築費（消費税<br>抜・消費税込） |
|------------|--------|------------|--------|---------|--------------|-----------------------|
|            |        | 戸          | 平方メートル | 平方メートル  |              | 万円／3.3平方メートル          |
| 計          |        | 戸          | 平方メートル | 平方メートル  |              |                       |

備考 住宅が1棟の家屋の居住の用に供するために独立的に区分された一の部分である場合にあつては、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には、当該1棟の家屋の床面積及び敷地面積を記載すること。

(徳島県自動車運転免許試験場使用料条例施行規則の一部改正)

**第27条** 徳島県自動車運転免許試験場使用料条例施行規則（平成19年徳島県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

|                              |
|------------------------------|
| 徳島県自動車運転免許試験場の施設の使用料を次のとおり支払 |
| 徳島県収入証紙貼付欄                   |
|                              |

|      |
|------|
| います。 |
|      |
|      |
|      |

を削る。

(遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第28条** 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成22年徳島県規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

|              |
|--------------|
| 徳島県収入証紙ちょう付欄 |
|              |

備考 謄本の交付を受ける際、徳島県収入証紙をちょう付してください。

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |

を削る。

い。」

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和7年徳島県条例第47号）第1条の規定による廃止前の徳島県収入証紙条例（昭和39年徳島県条例第21号）第5条第1項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）により買

い受けられた徳島県収入証紙（以下「証紙」という。）に係る第1条の規定による廃止前の徳島県収入証紙条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条に規定する売りさばき手数料については、なお従前の例による。

- 3 旧規則第8条第1号及び様式第4号の規定は、令和13年9月30日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第8条第3号の証紙の代金を納付していない売りさばき人は、なお従前の例により当該代金を納付しなければならない。
- 5 令和8年度における証紙の収納状況の報告については、なお従前の例による。
- 6 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県訓令第16号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和42年徳島県訓令第160号）の一部を次のように改正する。

別表第1出納局に属する事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表第4消防保安課の項部長の欄第4号の(7)中「第35条第1項第1号」を「第35条第1項ただし書」に改め、同項課長の欄第4号の(6)中「第20条」を「第20条第1項本文及び第3項本文」に改め、同表用地対策課の項課長の欄第2号中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第2号を削り、同欄第3号の(2)中「第16条第4項第6号」を「第16条第4項第8号」に改め、同号を同欄第2号とし、同欄第4号を同欄第3号とし、同項出納局長の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項課長の欄第2号を次のように改める。

2 徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和7年徳島県条例第47号）附則第3項及び第4項の規定による金額の還付

別表第5知事の権限に属する事項の表会計課の項課長の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同表会計管理者の権限に属する事項の表会計課長の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第4用地対策課の項課長の欄第2号の改正規定は同年12月3日から、同表消防保安課の項部長の欄第4号及び課長の欄第4号の改正規定は同月21日から施行する。

## 徳島県訓令第17号

税 務 課  
徳 島 県 税 局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和43年徳島県訓令第60号）の一部を次のように改正する。

第16条第 2 項第 3 号中「証紙を交付した」を「税額が収納された」に改める。

第24条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第37条第 7 号を削り、同条第 8 号中「第 9 条の16」を「第 9 条」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条中第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

### 附 則

この訓令は、令和 8 年10月 1 日から施行する。ただし、第37条第 8 号の改正規定（「第 9 条の16」を「第 9 条」に改める部分に限る。）は、同年 9 月 29 日から施行する。